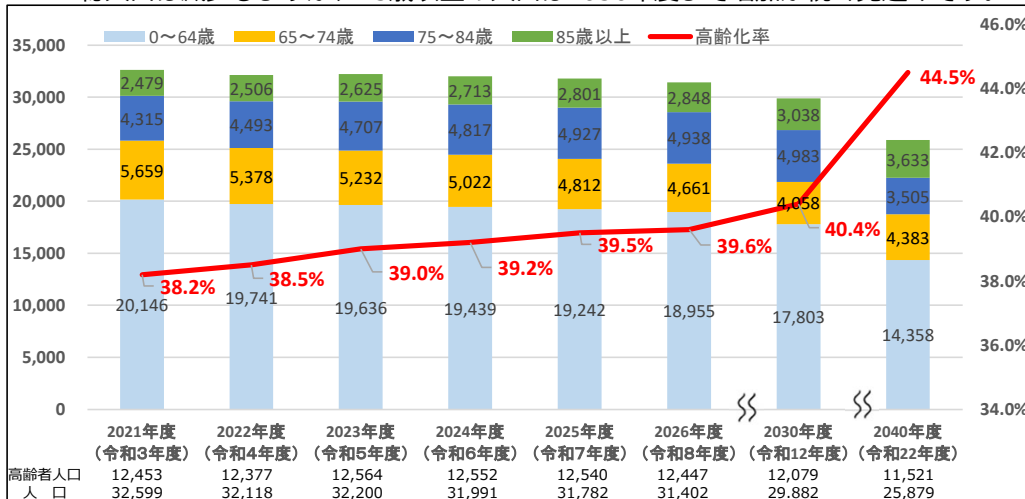


1. 基本理念

「住み慣れた地域で支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくり」

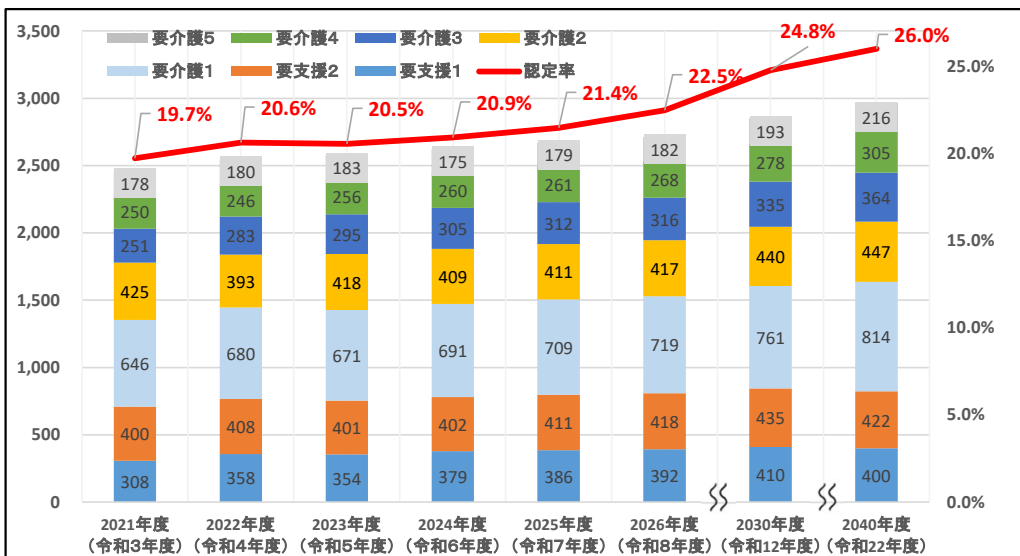
2. 人口の実績と今後の推移見込み

2025年 団塊世代が75歳以上になる 2040年 団塊ジュニア世代が65歳以上になる
⇒ 総人口は減少しますが、75歳以上の人口は2030年度まで増加が続く見込みです。



3. 認定者数の推移（介護度別人数）

要介護認定率が高くなる75歳以上の人口増加に合わせ、認定者の数も毎年増加していく見込みです。⇒自立支援・重症化防止に向けた予防事業の取り組みが重要となります。



4. 基本目標

基本目標1 自立した生活を続けるための介護予防・生きがいづくり支援

高齢者が自立した生活を継続できるよう、介護予防の普及啓発、多職種と連携した介護予防の取組や生きがいづくりを支援します。

- 介護予防のための自主活動グループ等の通いの場づくりの推進
- 高齢者に届きやすい様々な媒体を活用した介護予防に関する情報発信
- リハビリテーション専門職と連携した介護予防活動への効果的な支援
- フレイル予防のための保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

基本目標2 支え合って暮らせる地域づくりの推進

元気な高齢者や地域の多様な社会資源が連動し地域ぐるみで高齢者やその家族を支えることができるよう、地域支援体制の充実を図ります。

- 生活支援ボランティアや地域の多様な社会資源を活用した高齢者の生活支援体制整備
- 地域と連携した高齢者の見守り体制の構築

基本目標3 自分らしく安心して暮らせる環境の整備

自分らしくできる限り地域で安心して暮らせるよう、在宅医療・介護の連携推進など在宅での暮らしを支えるサービスの充実を図ります。

- 地域ケア会議等を通じた高齢者を支える関係機関のネットワークの充実
- 認知症の普及啓発、認知症の方のニーズに対応するチームオレンジの編成
- 権利擁護のための成年後見制度の周知や体制の充実

基本目標4 介護保険サービス提供体制の整備

高齢者が、介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、持続可能な介護保険サービスの提供体制を整備します。

- サービス基盤の整備
- 介護人材の確保や業務の効率化等に向けた支援
- 適切な介護サービスの利用促進
- 災害や感染症対策等に係る関係機関の体制整備

5. 介護保険サービスの基盤整備

入所系の施設については、第8期計画期間中の利用実績はほぼ横ばいで、待機者数は減少傾向が見られました。また、第9期計画期間中に、市外からの介護医療院の移転が予定され、定員が120名増となります。

在宅サービスについては、大滝区からの施設移転や市外からの病院、施設の移転に伴い、訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援事業所等の再編が見込まれます。

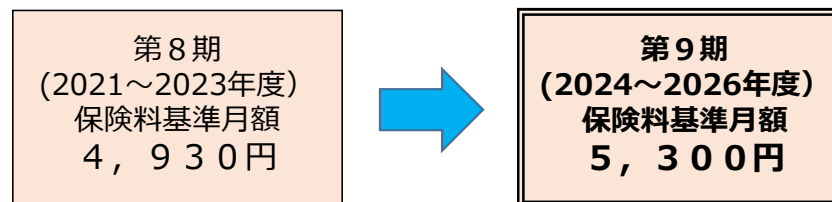
施設区分	施設数	定員	第9期計画期間中の見込み
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	2	96名	
特定施設入居者生活介護 (ケアハウス)	1	50名	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4	230名	
介護老人保健施設	2	180名	
介護医療院	1	120名	120名増(市外より移転)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5	99名	
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)	1	29名	
小規模多機能型居宅介護事業所	1	29名	

※施設数、定員は2023年(令和5年)11月末時点

7. 介護保険料の設定

第9期計画期間中、介護サービス利用に係る費用は、基盤整備や報酬改定の影響などから増加する見込みとなり、推計結果では、保険料の基準月額が5,518円となります。

急激な保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金から3年間で9千万円繰り入れますが、**第8期計画と比較して、370円増の5,300円**となります。



内訳	第8期	第9期	差額
介護給付費(居宅サービス費など)	4,535円	4,831円	296円
その他給付費 (特定入所者介護サービス費など)	387円	440円	53円
地域支援事業費	319円	313円	▲6円
保健福祉事業費	0円	6円	6円
保険者機能強化推進交付金等	▲72円	▲72円	0円
保険料収納必要月額	5,169円	5,518円	349円
介護給付費準備基金繰入による減額	▲239円	▲218円	21円
保険料基準月額	4,930円	5,300円	370円

6. 介護保険制度の主な変更点

介護報酬改定について

介護報酬改定とは、介護職員の処遇改善や介護事業者の経営改善などを目的に、原則3年に1回実施される介護給付の改定です。

サービスの種類や内容、基本報酬や加算などが見直され、令和6年4月以降の改定率は+2.04%の引き上げとなりました。

介護給付費適正化事業の再編(5事業→3事業)

持続可能な制度の構築のため、より効果的な適正化に資するよう国の再編に基づき事業を実施します。

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査
- ③医療情報との突合・縦覧点検

高所得者区分の多段階化

第8期計画では、**9段階**となっていた標準段階区分ですが、国の方針に基づき高所得者区分の細分化を行い、**13段階**に多段階化しました。所得再分配機能を強化し、介護保険制度の持続可能性を高めることを目的としています。

低所得者への保険料軽減の拡充

平成26年度から市民税非課税世帯全体に対して実施している【低所得者の保険料軽減】について、保険料軽減の乗率をさらに引き下げることとしました。

- | | | |
|------|-------------------|----------|
| 第1段階 | 0.3⇒ 0.285 | (▲0.015) |
| 第2段階 | 0.5⇒ 0.485 | (▲0.015) |
| 第3段階 | 0.7⇒ 0.685 | (▲0.015) |